

令和3年度「地域連携推進オホーツク活性化事業」ポータルサイト作成委託業務 企画提案説明書

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度「地域連携推進オホーツク活性化事業」ポータルサイト作成委託業務

(2) 業務内容

内容の詳細は、別紙「令和3年度「地域連携推進オホーツク活性化事業」ポータルサイト作成委託業務 企画提案指示書」を参照のこと。

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）

(4) 発注者

北海道オホーツク総合振興局

2 企画提案しようとする者へ要求する資格

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体を含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 道内に本店若しくは支店を有する法人、法人以外の団体又は道内に主たる事務所を有する法人（企業を除く。）、法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、法人以外の団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人、法人以外の団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制、業務遂行能力

- ・業務遂行に関する必要な知識や技術、経験を有し、十分な実施体制が整っているか。
- ・本業務の目的を十分に理解し、効率的かつ効果的な業務の遂行が期待できるか。

- ・過去の実績等から当該業務を遂行することが期待できるか。

(2) 企画提案の内容

ア オホーツクポータルサイトの構築

地域住民の地元愛の醸成や、オホーツク地域の関係人口・交流人口の拡大を図る取組である「オホーツク学」の一環として、管内を含む道内外の人々に対し、観光、物産、イベントなどの情報のほか、各主体の地域の魅力の発見・発信に資する取組などを可視化する、総合的な情報発信基盤となるオホーツクポータルサイトを構築する。

〔開設時期〕

- ・道と協議の上、決定する。

〔作成上の留意事項〕

(7) 機能

- ・幅広い世代の利用者が見やすく、利用しやすいデザインとすること。
- ・特定のブラウザやバージョンに可能な限り依存せず、スマートフォン、タブレット、パソコンなどの環境に影響されない、レスポンシブデザインとすること。
- ・各種情報に係るページをそれぞれ制作すること。
- ・各種情報の絞り込み検索機能を実装すること（条件は別途協議すること。）。
- ・振興局職員及び各市町村職員等が、CMS管理画面から各種情報を作成・編集・削除・更新可能なものとする。
- ・編集等に係るユーザー権限別のアクセス制御機能を実装すること（条件は別途協議すること。）。
- ・Googleアナリティクス等の解析ツールを導入すること。
- ・W3C規格・ウェブコンテンツJIS（JIS X 8341-3:2016）に準拠すること。
- ・サイトの作成・運営に必要なとなるサーバー等の機器については、受託者の負担において準備すること。
- ・サイトに対するアクセス、ウィルス、不正プログラム感染等、インターネットを経由する攻撃、不正等に対し、必要な対策を講じること。
- ・データバックアップを実施し、障害発生時、最終更新時点に回復できること。
- ・検索エンジン最適化（SEO）を図ること。
- ・サイト掲載情報は運用開始までに全て登録し、動作確認を行い、必要な修正を行うこと。

(イ) コンテンツ

- ・バナーやアイコン、ロゴ、キャッチフレーズなど道内外の住民が関心を持つためのコンテンツを作成すること。
- ・オホーツクイラストを使用すること。（データは契約後に提供する。）
- ・多くの人をサイトに誘導する工夫がなされていること。
- ・SNS等を効果的に活用し、オホーツク地域の活性化に資する内容となっていること。

イ 管理運用マニュアルの作成及び職員に対する研修の実施

振興局職員及び各市町村職員等が更新作業及び解析作業を円滑に行えるよう、管理運用マニュアル（振興局職員向け・市町村職員向け）を作成するとともに、管理・運営を行う職員に対し、研修を実施する。

ウ 広告宣伝ツールの制作またはプロモーション等の実施

ポータルサイトをより多くの人に知ってもらえるよう広告宣伝ツール（チラシ・ポスター等）の制作またはプロモーション等を実施する。

エ 報告書の作成

本業務の処理成果を記載した事業実施報告書を作成し、紙媒体（A4）2部及び電子データ（CD-ROM等）1部を令和4年3月31日（木）までに提出する。

なお、本事業における成果品（データ）の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

オ その他

上記アからエまでの進め方や資料などは、あらかじめ受託者が企画・立案することとし、実施前に道と協議の上、決定すること。

4 手続等

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する希望者には、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部局（提出・問い合わせ先）

北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課
〒093-8585 網走市北7条西3丁目
TEL 0152-67-5621（直通）（担当：道下、横浜）

(2) 参加表明書

提出期限 令和3年11月18日（木）17:00（必着）
提出場所 (1)に同じ
提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

(3) 企画提案書

提出期限 令和3年12月3日（金）17:00（必着）
提出場所 (1)に同じ
提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

5 企画提案書の作成上の留意事項

別紙「令和3年度「地域連携推進オホーツク活性化事業」ポータルサイト作成委託業務企画提案指示書」を参照のこと。

6 プロポーザル審査会での選定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、審査委員が審査を行い、審査票での順位点を基本に、得点バランスや特記事項等を総合的に審議し、1者を選定するものとする。

なお、企画提案者が1者の場合にあっては、適正な履行を確保する観点から、審査項目の合計点が50点を超える審査委員が半数を超え、かつ、全ての審査委員が選定に合意していることを条件とする。

また、企画提案者が5者を超えた場合は、予備審査会を開催することとし、あらかじめヒアリング審査参加5者を選定するものとする。

7 委託契約の方法及び根拠

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約相手方の選定

ア 本業務は、道内外の住民等に対し、オホーツク地域の様々な情報を集約・提供することを目的に、コンテンツを充実し、ユーザーの使い勝手がよく、セキュリティに配慮したポータルサイトの構築、それを広く周知するための広告宣伝ツール作成するものであり、豊富な経験や高度な専門的知識に基づく分析や判断が求められる。

イ また、本事業は様々な手法、体制、予算配分が考えられ、業務の最適な処理方法や成果の水準をあらかじめ設定できず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困

難である。

ウ 以上のとおり、本事業はプロポーザル方式によることができる契約の要件のいずれにも該当することから、予算上限額を提示した上で、民間事業者の企画力やアイデアを最大限に活かした企画提案を求め、見積もり金額の多寡のみによって委託先を決定するのではなく、その中から選りすぐれた企画提案を選定することが最適と判断されるため、公募型プロポーザル方式を採用するものである。

(3) 根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1(2)（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

8 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

9 契約に関する基本事項

特定者と締結する委託契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第171条の規定に該当する場合は免除する。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

(5) 知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた資材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案の選定・非選定通知

企画提案参加者に対して、選定結果を文書で通知する。

(4) その他

ア 企画提案書等の作成・提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。

イ 企画提案者のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。

- エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。
- オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。
- ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を開示する場合がある。
- ケ 企画提案書作成のために北海道から受領した資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできない。
- コ 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定する。